

第482回（定例）福崎町議会会議録

平成30年12月19日（水）

午前9時30分 開 会

1. 平成30年12月19日、第482回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	上下水道事業管理者	近藤博之
技 監	吉栖雅人	会 計 管 理 者	小幡伸一
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永 聡
上 下 水 道 課 長	成田邦造	学 校 教 育 課 長	岩木秀人
社 会 教 育 課 長	大塚久典		

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまから、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は14名でございます。  
定足数に達しております。  
それでは、これより本日の日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

## 日程第1 一般質問

議長 日程第1は、一般質問であります。  
それでは、通告順に発言を許可いたします。  
5番目の通告者は、石野光市議員であります。  
質問の項目は  
1、歩道整備について  
2、交通安全、防犯対策について  
3、前回質問事項について  
以上、石野議員。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。  
第1の項目は歩道整備についてであります。

当町では、ほとんどの歩道を自転車が行ける自歩道としているとの答弁がさきの9月定例会でありました。高齢者への免許返納を促す取り組みがなされている昨今でもあり、免許を返納した後、自身が外出される足として自転車に乗ったり、あるいは荷物も載せて移動するつえがわりに自転車を使用される例もあるようですが、こうした人たちが他の歩行者などとすれ違ったり、追い越す場合などに幅員が十分でない箇所や区間があるのが現状です。とりわけ小中学生、高校生も含め、通学路となっていて、歩行者・自転車の通行量の多いという点で、中道線の中国道以南について、特に側溝のふたがけで改善できる箇所も数カ所あるようであります。また、ガードパイプで転落防止対策がとられている箇所についてもふたがけすることにより、少なくとも道路側のガードパイプを撤去できると思われる箇所もあるようです。

以前、中道線の南詰のトヨタの販売店の横断歩道に面する歩道が狭く、自転車が信号待ちすると他の歩行者が通りにくいという時期があり、この問題を提起した後、町が販売店と交渉していただいて、水路のふたがけにより信号待ちの歩行者だまりが確保され、後にさらに歩道を大きくとり、交差点改良がされ、現在の姿になっています。中道線の両側には商店等があり、水路の道路の反対側は商店等の敷地となっている箇所がほとんどのように見受けられます。商店等の計らいでふたがけがさらに進めば幸甚ですが、店舗等の敷地境界に柵などが設けられていない場合には、通知や交渉なしにふたがけをしにくいようにも思います。事業化を目指すにも、また補助事業となる機会があれば速やかに採択を目指すにも、一定の調査や資料を準備しておくことが望ましいと考えるものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 中道線の中国道より南につきましては、特に商業施設が建ち並んでおりまして、それぞれの店舗や駐車場の出入り口にはグレーチングが設置されております。それ以外のところは、転落防止柵が設けられておったり、開渠になっているところが多くございます。現地を確認いたしますと、現況の水路にそのままふたがけができる場所は少なく、水路の強度的な問題もありまして、水路を自由勾配側溝にやりかえる必要がございます。民地側が擁壁であったり、延長が長く、転落防止柵を設置するほうが経済的なところもございます。開発時には、事業者の協力をお願いするとともに、歩行者や自転車の安全性の観点と財政的な実現可能性も含めまして、さらに調査を進めていきたいと考えております。

石野光市議員 いわゆる転落防止柵が歩道側に設けられている箇所もあるんですが、そのことによってやはり転落防止の効果はあるんだけれども、幅員が狭くなって、要す

るにすれ違ふときに狭くなってしまうという面があります。やはりこの道路については、側溝部分を歩道として活用できるよう、ふたがけ、暗渠化ということも含めて、さらに検討を進めていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 先ほど答弁申し上げましたとおりに、店舗の建て替えとか、田んぼとして残っている箇所は少ないのでございますけれども、そういったところに店舗が進出する場合、そういったときには事業者の協力をお願いしてふたがけをしていただく。それ以外のところも歩行者の安全性、自転車の安全性は大事でございますので、ただ、今申し上げましたとおり、水路をやりかえるとなるとかなりの工事費が見込まれますので、そういった実現可能性も含めまして調査を進めてまいります。

石野光市議員 大都市などで、今、道路になっているところも以前は水路であった、川であったというふうなこともよく聞くわけでありまして。時間はかかっても、やはり安全な交通体系、特にこの中道線については役場にも通じておる、面しておる、そういう性質があるから、どうしても学校も小学校の通学路としても今も使われておる。そういう中でさまざまな対策も、通学路の変更も含めて取り組まれてきておりますけれども、なお、この中道線が小学生の通学路になっている部分も引き続き残っております。そうしたことも含めて、さらなる取り組みを望むところであります。

第2の項目は、交通安全、防犯対策についてであります。

今のように秋から冬の間は、日没とともに早くから暗くなり、自転車の早め点灯が呼びかけられていますが、横断歩道のある交差点では特に交通安全の面からも防犯の面からも横断を待つ歩行者、横断中の歩行者を遠くから視認しやすいような照明効果の防犯灯や道路照明が望まれます。未整備箇所の早期改善が望まれると考えますが、いかがでしょうか。整備予定などありましたら、お示しください。幹線道路上の横断歩道についての整備状況についてもお示しください。

まちづくり課長 道路照明でございますけれども、現在、町内に約200カ所ございます。平成29年度から年間に5カ所程度のLED化を進めておりまして、道路照明の器具の取りかえにつきましては、1カ所当たり三、四十万円程度必要でございますので、一度に取りかえることは財政的にも困難でございます。歩行者や交通量の多い交差点、そして横断歩道の照明を優先としまして、国土交通省の道路照明の設置基準等で示されております歩道で5ルクス、交差点で10ルクス程度の照度を参考にしまして、優先的に取りかえを行う道路照明を選定してまいります。

石野光市議員 夜間に主要地方道というふうに位置づけられております県道三木宍粟線を車で通ってみましても、横断歩道を意識しているの控え目な速度で走ってもやはり横断歩道に事前に気がつきにくいというふうなところもあります。信号のない、そうしたところでの横断歩道についての設置についても県に強く要請をさせていただきたいというふうに望むところですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 福崎警察のほうに問い合わせますと、福崎町には143カ所の横断歩道があると聞いております。そのうちの75カ所が国道と県道でございます。今おっしゃいましたように、その県道・国道での道路照明の整備状況については、ちょっと把握しておりませんので、そういったところも含めまして県のほうに要請をしてまいります。

石野光市議員 交通事故の問題については、以前から高齢者による交通事故も多発傾向である

というふうなことも言われて、免許の返納を促すという取り組みも行われておりますけれども、やはり道路構造等でありまして道路照明という面で、事故を防ぐための、やはりそうした整備は強く望まれるところであると思います。引き続きそうした取り組みを一層強めていただきますよう要望するものであります。

第3の項目は、前回質問事項についてであります。

小中学校での通学のランドセル、かばん、ナップザック等が教科書、教材の重量化によって重くなり過ぎていることの対策について前回質問いたしました。文部科学省の事務連絡もあり、既に学校のほうでもそれぞれ検討が行われているとの答弁がありました。保護者、祖父母の皆様からも、通学かばんやランドセルを手持すれば、正確な計量をしなくとも驚くような重さになっており、効果的な対策を早く実行してほしいとの声を聞いているところであります。各学校ごとに具体的な改善の時期、手法、方策について、お尋ねいたします。

学校教育課長 小学校と中学校に分けて取り組み状況を報告させていただきます。

小学校におきましては、辞典、鍵盤ハーモニカ、絵の具、習字、裁縫セット、リコーダー、地図帳、社会資料集、家庭科・音楽の教科書などは学校に置いて帰ってもよいとしております。そういうような中で、細かくは各学年ごとに相談をしております。道具類は各教室で保管をいたしております。また、各教科の資料やプリントをとじているファイルなども置いて帰っています。このような運用をしている中で、置いて帰っていいよと言っているものについて持ち帰りたくないというような児童も逆に出てきているところでございます。

一方、中学校におきましては、必要に応じ資料集やファイル、辞書などを置いて帰ってよい教科を増やしています。教員の議論や研究の中で置き勉を前向きに考えることの重要性の認識が広まっているところでございます。しかしながら、定期考査や高校受験などもございます。学力の向上、学力保障という学校の基本とのバランスを考えないといけない中であり、また議員ご指摘のように教材の重量化という根本的な課題がある中であって、小学校と比べますと通学かばんを軽くするという方向から見た場合は、中学校におきましては慎重な取り組みとなっているところでございます。

石野光市議員 教材等の保管場所の確保という課題もあるかとは思っております。教室の机に標準装備されている左右のフックも帽子や体育館シューズなどをつるして使うという使い方もあるとは思いますが、それに加えて一定の布製の袋などで教材を収納して保管するという点についても工夫を、あるいは可能性というんでしょうか、検討もいただけたらというふうにも思います。さまざまな工夫を行って、授業に差し支えない、また家庭での学習に差し支えない範囲ということに基づき、さらに検討が進んでいくよう強く望むものであります。今後さらなる改善というふうなことについて、抜本的には教材、教科書の一定の軽量化への取り組みというものが強く望まれるわけでありましてけれども、本当に子どもたちのそうした重過ぎるという問題についての負担軽減という点で、できるだけ検討、工夫、そして実行ということを強く望むものであります。

全体として、学校の先生方の皆さんの認識も実際に子どもたちのランドセルやかばんの重さを見ておられるとは思いますが、本当にそのことによって、成長期にある子どもたちの体への悪影響と、あるいは交通安全等との面でも危惧されるような状況もあるというふうに思います。一層の取り組みを望むものであります。教育長、今のことについての所感をお伺いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

教 育 長 私の答弁も学校教育課長が述べた答弁も同じものでございます。同じ考えで私たちは前へ進んでおります。

石野光市議員 本当になかなか簡単ではない問題であるというふうにも私も思います。しかし、成長期にある子どもたちの健康の問題、また交通安全等の問題も含めて対策が一層進むことを強く望んでおりますことをお伝えして、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。  
次、6番目の通告者は、北山孝彦議員であります。

質問の項目は

- 1、福崎駅周辺整備について
- 2、防災対策について
- 3、人口維持対策について
- 4、上下水道事業について

以上、北山議員。

北山孝彦議員 議席番号4番、北山でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

1番目の質問であります。福崎駅周辺整備についてであります。

福崎駅周辺整備も完成の姿が見えてきました。県道甘地福崎線も北工区の整備も進められております。しかし、田原地区や八千種地区の方にとって、福崎駅に行くためには、七種川橋の大イチョウのところから福田水源地の前を通るなど、かなり遠回りが必要であります。溝口駅のほうが行きやすいとの声も多く聞きます。福崎駅利用者を増やすためには、新たな駅へのアクセス道路の整備が不可欠と考えます。検討の進みぐあいについては、昨日の牛尾議員と質疑が重なりましたので意見として述べさせていただきます。

馬田中央線を拡幅して千束新町線につながるのはいいと思いますが、道路から少し入った馬田や山崎、新町区に多くの農地が残っております。市街化区域で駅から歩ける距離であるのに、道路がないから住宅開発ができないのは非常に残念だと思います。道路計画するときにはできるだけこれらの活用されていない土地を活用できるような計画にしていきたいと願っております。

次に、県道田口福田線の駅前の交差点は、踏み切りから来ると大きくカーブとなっているため、左右の確認が大変な上に、以前に比べて車の速度もとても速くなって、私もひやりとするようなことがありました。重大事故が起きてからでは遅いので、速度規制を40キロよりも厳しくするか、信号機の設置が必要と考えられます。以前にも公安委員会へ要望していると聞きますが、その後の協議はどうなっていますか。お尋ねいたします。

住民生活課長 福崎駅前の県道甘地福崎線と、それから田口福崎線との交差点への信号機の設置要望につきましては、今年の8月に町内の他の規制要望とともに新規の設置要望として福崎警察署のほうへ行ってございまして、また11月にも個別要望ということで再度の要望を行ってございまして、信号機の設置要望の基礎資料とするために12月5日には交通量調査も実施しまして、信号機の設置条件でありますピーク時の1時間当たりの交通量300台を優に超える結果が得られてございまして、来年の年明けには1月に県警本部から要望箇所の現地視察、現地の確認、こちらのほうも来られるということでは聞いております。今後も信号機設置に向けて警察への働きかけを行っていきたくてこのように思っております。

副 町 長 住民生活課長が今、信号機の設置要望についてお話をさせていただいたんで

すけども、それに加えて、上野県議のほうにもこの信号の設置に向けて一緒に要望してほしいというようなことも申し入れているということで、お伝えしたいと思います。

北山孝彦議員 ありがとうございます。人命に関わる事故が起きてからでは遅いので、ぜひともお願いしておきます。

続きまして、駅前整備が進んだ影響もあってか、喫茶店やパン屋も新たにオープンにしました。駅前にも少しずつ活気が戻ってきていると感じております。最近、駅周辺の住民からよく聞くのは、商業施設はいつできるのかということでもあります。移動販売車とかサルビア号の充実などで買い物難民対策を進めてもらってありますが、やはり歩いていける距離にスーパーが欲しいとの声を多く聞きます。商工会がアンケート調査を実施していただいておりますが、高校生や大学生を含む駅利用者はコンビニを望んでおられます。また、居酒屋のような飲食店があればとの声もあります。町は思い切ってテナントを建て、安い賃料で店舗を誘致するとか、土地の賃料を下げるとか、もう一步踏み込んだ対策が必要と考えますが、どうでしょうか。

技 監 具体的な出店事業者が決まっていない段階でのテナントビルの建設につきましては、テナントがあらわれなかった場合のリスク、あるいは撤退した場合のリスクが高い上、建物の構造が最初から決まってしまうため、かえって出店できる業種、業態が限られてしまうという弊害もあります。

町は昨年6月、財産の交換、譲渡、無償貸し付け等に関する条例及び施行規則を改正しました。「譲渡または貸し付けの減額の範囲について時価の2分の1に相当する額を限度とする。ただし、食品スーパーマーケット等の誘致事業で収支計画等によりさらなる減額が必要と認められる場合はこの限りではない。」と規則に定めております。このように一步踏み込んだ施策展開を図ってまいりました。今後も引き続きこの条例及び規則の周知に努めながら、事業者の誘致を図ってまいります。

北山孝彦議員 ぜひとも駅前の商業施設にコンビニなどが出店しやすい条件を整えていただき、できるだけ早く誘致を進めていただくことをお願いしておきます。

次の質問に入ります。

次は、防災対策についてであります。

防災対策としては、七種川の整備が遅れていると感じております。川の中には土砂がたまり、草木が生い茂っております。しゅんせつが必要な場所も多くあると思いますが、七種川の護岸整備について、神谷橋の下流の整備が平成29年度から中断していると思いますが、今後の整備予定はどのようになっていますか。お尋ねいたします。

まちづくり課長 県のほうに七種川の護岸整備について確認をいたしました。七種川の左岸の人家があるところにつきましてはの整備は既に終わっておるということで、今後の護岸整備の予定は現在のところないと聞いております。

北山孝彦議員 私が確認しましたところ、長野橋までの護岸がかなりやはりひび割れとかの箇所が多く見られます。引き続き県土木に働きかけをいただきたいと思います。

次、7月豪雨などで桜のモカヤマ橋のところや、板坂の農業集落排水施設のところなど、災害が発生しております。まだ復旧工事にかかっていないようですが、工事の見込みはどうなっておりますか。お尋ねいたします。

まちづくり課長 桜のモカヤマ橋の上流につきましては、県のほうも対応すべく本庁のほうに予算要求をしておるということを聞いております。

それと、板坂の農業集落排水処理場の上流も一部護岸が崩れておりますけれど

も、県の単独事業での対応を検討しておるといところで、まだ予算の確保は難しい状況であるという状況でございます。

北山孝彦議員 福崎町は幸いにして近年大きな災害は起きていないわけですが、ゲリラ豪雨によりいつ山崩れや土石流が発生しないとも限りません。イマ谷池の下流水路整備や福田川、福岡川の砂防事業の実施は地域住民にとって大きな安心につながるすばらしい事業であったと思います。今年度、30年度は、少々の雨ではイマ谷池の水路は余裕があり、福田地区では床下浸水は起きませんでした。ぜひ、県への要望を続けていただき、可能な箇所は砂防事業を実施していくべきと思いますが、要望は行っておられるのか、お尋ねいたします。

町長 砂防事業を初めこういったような被害を受けやすい、また受けるような形の分野につきましては、私も要望活動を行っているところであります。なお、29年度における補正予算で福崎町の危険箇所、治水・防災関係につきましては終了といったような形になっておりまして、新たな災害、被害等々が発生するような場所があれば、それら等、教えていただきながら要望活動は続けていきたいと、このように思っております。県のほうも非常に重要視していただいておりますので、もうご承知のとおり治水・防災の県の会長は私でありますので、そういう形の上で対応はさせていただいております。

北山孝彦議員 町長からお言葉をいただきまして、今、町長が重要なポストにいられるので、期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

国では、消費税増税の景気対策としての狙いもあり、新年度予算で防災減災対策の緊急対策を行うといった新聞報道もあります。このような国庫補助を活用して、積極的な防災の取り組みをお願いします。

次に移ります。

人口維持対策についてであります。

先日の新聞報道で、兵庫県内で唯一、福崎町の人口が増えるとの予測が報じられておりました。内容といたしましては、神戸医療福祉大学寮生の増加が推計に影響したとのこととあります。しかしながら、町長も日ごろからおっしゃっておられるように福崎町は交通の要衝で、工業団地もあり、商業施設も集積したコンパクトで活気のあるまちであります。田原地区ではミニ開発が進み、住宅も次々建築されています。まだまだ人口を増やせるポテンシャルがあると思います。しかし、市街化調整区域では、人口減少と高齢化が進み、空き家も目立ってきております。農業後継者も少ないと聞いております。人口減少に歯どめをかけるために、今、手を打たないと大変なことになると思います。人口問題研究所がいう2045年に95.3%の人口を残せるように、市街化調整区域の規制緩和をもっと進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

まちづくり課長 市街化調整区域の人口施策としまして2つの施策を中心に現在進めております。

1つ目は、県の特別指定区域制度の活用でございます。平成30年7月6日の大門地区ほか6地区の区域変更を行ったのに引き続きまして、10月12日にも西大貫ほか5地区の変更を行っております。地縁者区域の拡大のほか、人口の減少が見られる集落に新規居住者区域、集落でいいますと加治谷、庄、福田、桜、西治、南大貫、この6つの集落に新たに設置をしております。

2つ目は、空き家対策の施策でございます。空き家の活用のために10月中旬に290戸の空き家所有者の方にアンケートを実施しております。12月3日現在での回収率は136通で約47%となっております。この136通の回答のうち、空き家を誰かに貸したい方、これは13名ございました。売りたい方は32名ございました。うち、空き家バンクに登録をしたい、また興味がある

とお答えになった方が30名いらっしゃいました。この興味を示された方に空き家バンクの登録カードを再度送付しております。その結果、新たに4件の空き家バンクの登録がございまして、実績としましては合計10件となっております。今後も空き家所有者の方に丁寧に相談に応じまして、空き家の利活用につながるような空き家バンクのPRを進めてまいります。

北山孝彦議員 福田区においても特別指定区域制度を使って新宅を建てたいという事例も増えております。しかし、地縁者住宅の区域ではないため、建築を諦めたという話も聞いております。また、戸数は約450戸ありますが、空き家は大体22戸ほどあったと思います。今後も空き家が増えていくと思いますので、ぜひ利活用が進むような取り組みをお願いしておきます。

次の質問に入ります。

最後になりますけども、上下水道事業についてであります。

さきの臨時国会で改正水道法が可決されました。改正水道法については、9月議会で小林議員が質問され、民営化、広域化に対する町の考え方もお聞きしました。私も水道事業は自前といいますか、町が経営していくことがよりよい住民サービスの提供につながると確信しております。しかし、法律の概要を見ていますと、広域化など水道基盤強化のための基本方針を国が定めることになり、県や市、町にもその推進の努力義務が課されております。9月の答弁では広域化の検討は大きく進んでいないようですが、心配しますのは法律が施行されることで県の関与がより一層強くなって、町が思っていない方向へ導かれるのではないかということであります。このあたりも含めて、改めて広域化に対する町の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

上下水道事業管理者 兵庫県におきます広域化の取り組みにつきましましては、中播磨地域で協議会が設置されております。しかしながら、現時点で具体的な検討には至っておりません。神河町、それから市川町、福崎町、姫路市、それぞれの地理的条件ですとか、施設整備の状況、またそれらの老朽化の現状、そして水道料金、経営状況等に相当の違いがございまして、広域化に対する意識にも大きな差があるように聞いております。法律が施行されますと、県は国の基本方針に沿って水道基盤強化計画を策定し、実施するよう努めなければならないとされております。これによって県の関与がどのようになるかはなかなか見通せないんですけども、水道基盤強化計画の策定に当たりましてはあらかじめ市町等の同意が必要とされております。このように状況が大きく異なる3町と姫路市、それぞれ温度差が非常にございますので、経営統合というような根幹に関わるような方針につきましましては、なかなか合意が整わないのではないかと考えております。本町といたしましても経営統合は念頭になく、あくまで単独で経営を続けていくという考えで広域化の業務を進めてまいります。ただ、その中で、例えば資材等の共同購入ですとか、システムの共同化、技術者など人材不足への対応、こういった経営面で合理化すると考えられるものにつきましましては、取り組みを視野に入れて検討していきたいと考えております。

北山孝彦議員 町民の水に対しての安心安全のためにも、ぜひとも考えが変わらないようお願いしておきます。

本町の内水対策について質問させていただきます。

駅周辺整備事業とあわせて工事が行われていました駅東雨水幹線がこの6月に完成したことで、駅周辺の路線冠水や住宅地の床下浸水は軽減され、安全安心なまちづくりが進められていると実感しております。しかしながら、福田地区内におきましては、近年、集中豪雨によって福田大歳神社付近から下流地域の

住宅地への浸水被害が発生している状況が続いております。この対策としまして、直谷川の雨水幹線の整備が進められていると聞いておりますが、現在の進捗状況とこれからの工事工程などについて状況をお聞かせ願います。

上下水道課長 福田地区の浸水対策としましては、直谷第2雨水幹線の整備を進めているところでございます。本年度の事業進捗状況としましては、関係地権者の仮同意を得ることができ、下水道事業の変更協議と都市計画の変更認可に取り組んでおりまして、国庫補助が受けられるよう進めております。事業認可となりますと、平成31年度から詳細設計を行い、法線や工法を決定いたします。そして、事業用地が確定しますと、平成32年度には地権者の協力のもと用地買収を行ってまいります。用地取得ができますと、平成33年度から雨水幹線工事に取りかかりたく考えております。しかしながら、河川の延長が約400メートル以上もあることから、3カ年程度をかけて整備を実施していく工程を考えております。安全安心なまちづくりの推進には、地域住民が一体となって取り組んでいかなければなりませんので、議員の皆様方のご協力も重要になってまいります。よろしく願いいたします。

北山孝彦議員 厳しい財政事情とは承知しておりますが、地域住民の財産を守るための重要な事業であると認識しておりますので、早期の整備をお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で、北山孝彦議員の一般質問を終わります。  
次、7番目の通告者は、小林 博議員であります。  
質問の項目は

- 1、太陽光発電施設建設について
- 2、道路行政について
- 3、教育と子育て支援について
- 4、農林業政策について
- 5、来年度予算編成について

以上、小林議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

さきの人権フェスティバルがありまして、行かせていただきました。講師の先生の話も聞いてみたいと思って行ったのですが、その話も非常によかったのですが、一番私が感動したのは小学生と中学生の発表でした。本当に素直に純粋に平和を願い、そうして人を思いやることの大切さを、そういう立場で考える大切さを訴えていただきました。その話の内容、文章の構成、あるいは態度も含めて、本当にこれが小学4年生なのかというふうに本当に感心をし、ここまで育てていただいた福崎町の教育水準のよさと、そしてそれぞれ家庭のことも思いやりながら、本当にすばらしいなど。福崎町の未来はちゃんと明るいものがあるなというふうに感じた次第であります。そして、私たち、特に私など大人といわれる者は、もっとそうした子どもたちの声に学ばなければならないというふうに思うわけです。このように町政の一端に関わらせていただく、こういう立場にある者、国政に関わっておる大人たちも含めて、もっと子どもたちの純粋な声に耳を傾け、その態度、姿勢に学んでもよいのではないかとというふうに強く感じた次第でございます。そういう立場を思いながら質問をさせていただきますので、答弁のほうもぜひ町民の素直な声に応える立場からよろしく願いいたします。

それでは、太陽光発電の問題であります。前回の質問でお聞きいたしました。その一つが西治のところで進められている太陽光施設の建設であります。県等

の許可などが十分に整っていないのに、一方的に建設を進めているということが明らかになり、指摘をされておったところであり、問題点が出されておったところでもあります。その後、この施設はほぼ完成をしたように見えますのでありますが、防災や周囲への環境の対策はどうなっておるのか、お聞かせをいただきたいと思うのであります。

まちづくり課長 9月の一般質問の後、ここの施工業者を呼びまして、特に下流水路整備を行うように行政指導を行っております。これにつきましては設置をするとの回答を得ております。しかしながら、この雨水排水は隣接の西治区の墓地でございまして、その中の個人管理地に流す同意を得ておらなかったということがございまして、現在、その方の同意をいただくように交渉しておると聞いております。この同意が得られれば下流水路につきましても整備をするということでございます。万一、同意が得られない場合につきましては、敷地内に設置をし直す計画でございまして、そのほうの工事の見積もり等もとって、遅くとも来年の梅雨までには完全に水路を整備するということでの指導をしております。

小林 博議員 それぞれその約束がちゃんと守られるように指導を強めていただきたいというふうに思います。同時に町道側のところ、その法面はそんなに高くはないわけですが、やはり土が雨で流れ出しているという、そういう状況が放置されておりますが、こうしたところにも指導をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 太陽光のパネルを張ってある箇所が一段高くなっておりますので、おっしゃるような法面については擁壁がないところもございまして、崩壊のおそれがあるところもございまして、そういったところも含めまして指導を強めてまいります。

小林 博議員 ぜひ問題の起こらないように、特にこの雨季までに、それらも含めて完成をさせていくということをお願いをしておきたいと思っておりますし、地元地域の声もよく聞きながら対応を進めていただきたいというふうに思います。

次に、高岡の矢口方面での大規模な発電所計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。

財産区所有地などの測量や、あるいは地元区との協議が進められていると伝わってくるのでありますが、現在、どのような進捗状況にあるのでしょうか。

まちづくり課長 先日、神谷と長野の役員さんが奈良県の天理市に視察に行かれております。天理市には45ヘクタール規模の太陽光の発電施設がございまして、これは天理市が市の土地を業者に貸し付けている関係で市の関与も強くて、本町とは若干状況が違っていたということをお聞きしております。神谷と長野区では、まだ2回程度しか業者と出会っておらず、現在、事業に同意するかどうかを慎重に検討しておられる状況でございまして、この大規模開発や林地開発に係る許可申請書につきましては、まだ提出をされていないという状況でございまして。

小林 博議員 漏れ伝わるところによりますと、地元との間では、業者は県とも協議をしておるということで、そうしてそのパネルを張る計画、図面等も示し、雨水排水対策などについても調整池なり、あるいはそのオリフィス等の容量、場所等についても示しながら話をしてきておるというふうに聞いておるわけでありまして。したがって、これらに町がどのように関与していくのかというのが非常に重要だと思っております。前回も指摘をしましたように、この七種川水系ということになりますと、これだけ大きな太陽光施設ができますと、雨水排水というのは大変心配になってくるわけでありまして、町がどのように関わっていくのかということは非常に重要だと思っております。町は現在、県との協議等もしながらやるということでしたけれども、どのように状況を把握されておるんでし

ようか。このような設計が具体的に進められておるということについて把握をしておられるのでしょうか。

まちづくり課長 町のほうにはまだ正式な書類は出ておらない状況でございます、地元説明のあった資料を入手して状況を、県と確認をしておるところでございます。

また、県のほうにも相談状況について問い合わせをいたしました。今回の太陽光発電施設の開発には、いろんな角度での許可申請が必要になってまいりまして、県のほうには11月下旬に県庁の建築指導課、それと姫路の土木事務所、まちづくり建築課のほうに簡単な図面1枚持って口頭でこういった開発が可能かどうかの確認程度の相談があった、そのような状況でございます。

小林 博議員 私がいろいろとお聞きをしておるところによりますと、先ほど述べましたようにパネルの張る状況、面積からその角度、あるいは排水設備等々計画を出してきておるといふようなことでありますので、これらは県との協議抜きに業者が勝手な絵を描いて出してきておるといふふうには思われません。そういうことですから、町が全く、この正式な書類が出るまで町は関与しないんだといふようなことでありますと、打つ手が遅れるといふふうに思います。県条例につきましても第4条では、「市町は太陽光発電施設等と地域環境との調和が図られるよう、地域において必要な調整を行うものとする。」といふふうに市町の責務という点で定めておるのであります。こういう県条例の立場からいきましても、今のような答弁の状況はちょっと無責任に近いのではないかといふふうに私は思っておるわけですが、どうでしょうか。地域の方々は、この地域は非常に地質的に崩れやすく、土砂の流出の危険がある地域だといふふうに心配もされております。こうしたことも含めてどのように認識をされておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 県の職員と話をしておりますと、県に相談があったときには、ここは今おっしゃいましたように地質がもろいということで、宅造の規制区域の範囲に入っております。そういったことから、宅造規制法では、造成で法面をつくる場合に高低差が30メートル以下でないといけないということで、この矢口池のところから大倉山の山頂までは高低差が250メートルぐらいございますので、とてもその、今、図面を見られたとおっしゃいます太陽光の計画は実現できない可能性がございます。それと、県の太陽光条例では、景観上、山の稜線部分に太陽光パネルの設置はできないということがございますので、こういったことから大幅な計画変更、規模の縮小ということが必要だと考えておりました、そういう説明を受けた申請代理人は、この手続はかなり困難だという印象を受けて帰ったということは県の担当から聞いております。

小林 博議員 町が遅れをとらないように、責任を持つ形で進めてほしいと思うんです。地元を抜きにして話を進めるのは、これはいけないと思います。しかし、同時にとりあえず地元の了解をとってくださいといふことで、地元区に責任を負わせるような形で事を進めるのは、そういう態度になるのはおかしいのではないかといふふうに思うんです。財産区等もとりあえず地元、地元ということになっております。地元を尊重しなきゃ当然ならぬわけですが、同時に災害が起こったり、さまざまな立場から考えますと、行政の責任というのは非常に大きなものがあるといふふうに思うんですよ。最後の責任は行政がとらざるを得ないといふふうに思うんですね。そんな意味から、ぜひこの点についての、今後の取り組みについての対応をしっかりとやっていただくように求めたいといふふうに思うんです。技監もおられますので、技監も含めて答弁を、改めて基本姿勢についてお尋ねをいたします。

町 長 もう質問議員が言われておるとおりでありまして、住民の意見を尊重するというのは行政のあり方の一つであります。これら等、今まで、このたびの開発の林地、矢口奥池、これら等のところで、土砂災害で土砂類が奥池に入るといったような形が多く見られました。そういったような関係を含めまして、この開発区域につきましては、非常にそういったような形の中では雨水に弱いといったような地域でもあります。先ほどまちづくり課長が申しあげましたように、稜線を含めた形の中での開発のあり方、県条例、町条例といったような形の中での指導は、これは至極当然、当たり前の話でありまして、それら等を踏まえた上で住民の皆様方、地元の意見を聞きながらといったような形、なおかつ町レベルでは厳しい姿勢を持ってといったような形で対応していきたいと。これら等につきましては、質問をいただいた時点におきます内部会議におきましてもそのような話し合いをさせていただきました。

小林 博議員 今は雨が降れば一定の地域に集中して大量の雨が降るといふ、そういうふうな状況が繰り返されるようになりました。福崎町のこうした地域におきましても、1時間100ミリ以上の雨が降ったのではないかというふうに思われる、そんな時期もあるわけでありまして。前回の質問の答えでは、30年確率で1時間66ミリだったのですかね。それくらいの雨への対応の計画だということでありまして、それでは対応できないという状況も実際の雨ではあるわけでありまして、十分な対応を考えてやっていただきたいというふうに思うんです。もし事が起こりますと、この影響は神谷・長野区だけにとどまらない、広範囲に影響を及ぼすというのはもう想定ができるわけですからね。慎重に対応してほしいと思うんです。

そして、この問題等に当たりましては、取り組む姿勢が公開でなきゃならないというふうに思うんです。計画内容とか関連する資料の公開が確保されることが必要だと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

まちづくり課長 申請書が県や町へ提出されますと、この林地開発や県の太陽光条例に基づきます地元説明が行われてまいります。その説明の資料を入手していただく方法が一つと、あとまちづくり課におきましても町の開発事業等調整条例、この規定に基づきまして開発事前申請書につきましては、まちづくり課の窓口で閲覧が可能としておりますので、見にきていただければ資料は公開いたします。

議 長 一般質問の途中でありますけれども、暫時休憩をとりたいと思います。

再開につきましては10時45分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

小林 博議員 太陽光のこの施設ですけれども、通常こうした施設を進めるときには、資本といいますか、土地を持っておる会社、あるいはその資本を誰が出すか、あるいは設置はどの会社がやるか、運営はどの会社がやるか、よくばらばらになりがちでありますけれども、この矢口の件についてはどのような状況か把握をしておられるのでしょうか。現在、京電という会社が土地を所有しておるといふふうに聞いておりますが、これらがどんなふうな組織で、建設し、運営しようということなのか、わかっておりましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

まちづくり課長 正式な書類を提出されておるものではなくて、地元への説明資料の中に、おっ

しゃいます運営主体は京電という京都の会社でございまして、これは会社の設立につきましては平成22年4月、比較的新しい会社でございまして。資本金は6,000万円ということで、それ以上のことは工事の実績などのデータも載っておりますけれども、こういった太陽光発電設備の開発、これを主にやっておるような会社でございまして。それ以上の詳しいことにつきましては、今おっしゃいました資金計画でありますとか、あと、工事の施工体制、そういったものは申請書が出てこないことには把握ができておらないという状況でございまして。

小林 博議員 いずれにしても、しっかりと対応をしていただくことを求めていると思っております。引き続き一般質問等で今後、経過をお聞きすることになるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

2番目の問題についてであります。

道路行政ということで出させていただきます。

最初に、安全で住みよいまちづくりを進めていくという観点から申しますと、その家屋等が建設された場合、道路の狭いところではセットバックされて建設されたりもしております。そういう際に、そうした土地を道路用地に寄附をしようという意思があっても、それがなかなかうまく生かせないという、そういうふうな状況もあるように聞いております。これらについて、こうした意思が十分に生かせるような、そして安全なまちづくりができるような、そんな対応方について、道路用地の寄附等の問題について考え方を聞かせたいと思っております。

まちづくり課長 福崎町では現在のところ、そういった道路用地の寄附の取り扱いの要綱等の整備は行っておりません。こういった寄附の申し出があった場合の判断基準でございまして、一つは道路内民地であるものを寄附いただく場合、それと既に分筆がされておまして、その道路が公道への通り抜けができる場合がありますとか、待避所として活用が可能な場合につきましては寄附を受けております。この場合の分筆のための測量費用などは寄附者の負担となりますけれども、道路事業で行う場合に寄附をいただく場合でございましたら、町で測量する場合、こういったケースがございまして。

小林 博議員 せっかく寄附をしようという意思があっても、分筆のための測量等の経費も負担をしなければならないということになりますと、寄附をしようという意思も鈍ってまいります。したがって、これらの意思が生かされることが重要だと思うんです。消防車も、あるいは救急車も入らないような道として放置をするのか、あるいは安全なまちづくりに資するののかという点について言えば、このようところはちゃんと道路用地として寄附を受けてもよいのではないのかというふうに思うんです。そのための費用は住民に負担をさせないという取り組みもあってもよいのではないのかというふうに思います。その点について、もう少し積極的に取り上げていただければよいのではないのかというふうに思うんです。道路事業としてならということですが、もう既に道路としての形態はあるところもあるわけですから、十分に対応していただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。そういう対応があれば、自治会としても該当者に対してこれを寄附してもらえないだろうか、そして住みよいまちをつくりたいということで、自治会もそういう取り組みができるというふうに思うんですね。ところがもう、寄附をしてくれ、あんたのこの負担で分筆、測量してなというふうに、そんな話は自治会としてもちょっと持っていきませんね。そういう立場から質問させていただいておるわけですね。写真をつけております

が、場所も大体わかると思うんですがね、本当に必要な箇所だと思うんですよ。いかがでしょうか。

まちづくり課長 こういった道路の用地、積極的に寄附を受けるべきであるという考え方でございますけれども、こういった分筆費用でありますとか、寄附を受けた土地を道路区域にするために舗装する必要がございます。こういった財政負担の問題もございまして、こういったことから現在のところは道路用地の寄附採納については慎重に対応しているのが現状でございます。

小林 博議員 これをもう少し明解なわかりやすいような規則としてするのか、あるいは取り組みを前に進めるためのそういうものがあると思うんです。若干、規則でもつくれば自治会としての取り組みもしやすいというふうに思うんですが、こういう場合、他の市町村ではどんなふうな取り組みになっておるんでしょうか。

まちづくり課長 県下の市町においてさまざまな取り組みがされておりました、姫路市などではセットバック部分については市が分筆をしますけれども寄附をすること、義務づけに近い状態で課しているところもございまして、分筆費用の一部を補助するというような施策をとっている市町もございまして、当町のように手がつけておらないところも多数ございます。

小林 博議員 既にそういう寄附を受けておるところ、自治体が負担をして寄附を受けておるところもあるということでもありますから、福崎町もどういった場合なら寄附を受けられるというそういう規則を明文化すれば、繰り返して言いますが、地域としても取り組みがしやすいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

町 長 もう場所も特定できておりますし、セットバックしていただいた家の氏名もわかっております。その横には水路が通っておりまして、それら等、真ん中の部分については寄附を受けて、その中における分野で水路整備をさせていただいたと。その起点になります、このたびのセットバックされた方の家の横の水路から終点に至るところの水路部、これら等について全体的に考えなければならぬといったような形になっておるのではないのかなという気はいたしております。いずれにしましても、これら等、年次計画でこの水路等々、また通学路整備も含めた形の中でこの水路は整備をさせていただいておりますので、それら等を含めた形の中で検討は加えさせていただきます。

小林 博議員 個々については、今、答弁で取り組みをお願いしたいと思うのですが、基本線としてこうした問題についての規則化があってもよいのではないかとというふうに思うのですが。

町 長 今現在持っておりません。そういう形の中で、これら等を含めた形の中で検討を加えた中における分野で一つの規則等々ができ上がってくるという形になるのではないのかなというように、私自身はそういうように考えております。

小林 博議員 それでは、少しずつ前へ進めていただきたいというふうに思うんですね。町が道路計画をやってもなかなか用地買収が困難だということもたくさんあるわけありますから、せつかく寄附をしようという意図があれば、それを生かしていけばよいまちづくりができるのではないかとというふうに思いますので、前向きな取り組みをお願いいたします。

次に、開発との関係と書いておりますが、宅地化や開発が行われる際に道路の幅員や排水確保等は欠かすことができません。住民生活に必要な条件であり、防災上にも欠かすことができないわけありますから、開発地の周辺に里道等がある場合、その里道を生かして、ちゃんと幅員を確保して、先ほど言いましたように消防車や救急車も入れるような道にして、まちを整備するということ

があってもよいのではないかというふうに思うんです。そんな意味での開発指導をしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 住宅開発などの開発行為を行う場合は、兵庫県の開発指導要綱でありますとか、町の開発事業等調整条例の規定によりまして、取り付け先の道路の必要な幅員は決まっております。例えば、現在進んでおります新町の住宅開発でございますけれども、原則としましては6.5メートル以上の道路に接続する。家が建ち並んでる等のやむを得ない事情がある場合は、4メートル以上の道路に接続する必要がございます。今回は、その接続先道路につきましては、道路法24条の申請によりまして、開発地があります西側の町道377号線ですが、これを4メートルの基準を上回る5メートルに拡幅する前提で12月3日に開発の許可がおりておるという状況でございます。

また、造成時にこういった開発地については大型重機が入ることから、先に24条の工事を完了させることができません。造成が終わりまして、帰属すべき開発区域内道路を舗装するときに合わせて24条工事の区域の道路も舗装いたしまして、開発の完了検査と同時に道路法24条の検査も行って道路を引き受けるということで、これにあわせまして道路排水も必要でございますので、道路側溝の未整備区間については側溝を整備するように行政指導をする、そういうような流れになります。

小林 博議員 具体的には今言われた点からの感じではありますが、今後、一般的な開発ということに関する対応については、町全体でしっかりと取り組みをしていただきたいというふうに思うわけです。そのほか、直接その開発区域の中に入らなくても、隣接した里道等については若干の猶予を求めて、そして道路として整備するということがあってもよいのではないかと思うんです。

例えば、過去のことでありますが、新町の警察の前のところの再開発のところでありまして、里道がそのままになっております。こうしたことが地元とよく協議をされておけば、開発業者にそれこそセットバックをしていただければちゃんと車が入れる、消防車等が入れる道ができたのになんかということは今なお残念な思いがしておるわけでありましてけれども、よくその地域を見渡して法的規制だけではなく十分な対応をとっていただければというふうに思っております。ぜひこうした教訓をよいほうに生かしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 その福崎警察署の前の宅地開発については、申し訳ございません、私、存じ上げておりませんが、そういった場合にも町からも気がついたところは行政指導として周辺の条件整備を行うように指導してまいります。地元区としましてもぜひ、現状を一番よくご存じでございますので、そういった条件を申し出ていただきまして、業者を一緒に指導していきたい、そのように考えております。

小林 博議員 その際、そういう開発計画が出たときに地元とのそういう調整も町のほうからも積極的にとっていただくということが必要だということをお願いしておるわけでありまして、よろしく願いいたします。

次に、3番目の道路管理ということについてであります。最近も転落死事故があつて、新聞報道もありました。こういうふうに考えてまいりますと、危険箇所というのは町内たくさんあるわけでありまして、そうしたところの要望を我々も聞いてまいりますと、役場に伝えたりもするわけでありましてけれども、こうした危険箇所の対策ということについては、どのように取り組まれておるのでしょうか。事故が起これば対応するというところだけではちょっと不十分ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 ご指摘のとおり、道路端に高低差があったり、水路や川がある箇所、これは町内に多く存在しております。まず危険箇所の把握が重要であると考えておりますので、今、まちづくり課の土木工手がシルバーと組んで毎日巡回及び道路の管理作業を行っておりますが、こういった道路パトロール中も危険な箇所がないか注意して巡回を進めてまいります。これらの危険箇所を解消していくためには、この対応には大変時間がかかってまいりますし、予算の限界もございます。その中でガードレール等で緊急に対応が必要な箇所、それと応急的な措置としまして、標識の設置でありますとか、デリネーター等の設置によって危険の警告を行うような対応も検討してまいります。

小林 博議員 日常的な活動の中で穴があいておるとか、どこか崩れておるとか、緊急的な対応のものについては、連絡をしますとその日にでも対応をしていただくというふうなこともやっていただいておりますので、町当局の姿勢は姿勢として評価はしておる上での質問でありまして、ぜひ事故の事前防止ということも含めて、その立場で取り組みを求めておきたいと思っております。

次に、道路整備については、非常に大きなものがあります。区長会要望や議員の日常活動でもそのような要望がたくさんあるわけでありまして、なかなかそれに手がつけられないということで、よくそのことがどうなっておるんだということを求められたりして返事に窮するということが間々あるわけでありまして、こうした着手への順序、条件などはどうなっておるのでしょうか。お尋ねをいたします。

町 長 当然、今、言われましたように区長会要望でありますとか議員要望、平生の活動の中におきます分野を取りまとめしていただき、それぞれの形で要望いただく場合もございますし、個別で要望をいただく場合もございます。議員もよく散歩をされて歩かれておるとは思うわけでありまして、実は私も散歩をしております、そういったような平生の活動の中における分野ではその危険箇所等々含めた形の中で確認はとらせていただいております。とりわけ区長会要望で上がってきておる分野につきましては、これら等は全て自分の目で確かめるといったような形、また区長会要望に上がっていない危険箇所等々につきましても、例えば擁壁が傾いておるとか、そういったような形等々も含めまして、私のほうで確認をとり、そういったような集落要望のないものも採択していくといったような形で、予算組みにつきましては道路財源等々含めました形の中で、町が捻出するそういったような財源を含めた形の中で調整はさせていただいております。

小林 博議員 道路については、非常に住民要望が大きいものがあるわけでありまして、町としても、財政上、一挙にできないという想定は誰でもできるわけですが、いつまでも要望ばかり繰り返しておるということでは若干不信感も募ってまいりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、国・県道等幹線道路には歩道が必要だと思うんですが、そうした歩道確保が困難なとき、身近な道が生活道となります。これらは幹線道路の歩道的位置づけがあってもよいと考えるのですが、どうでしょうか。

まちづくり課長 議員おっしゃいましたように、交通量の多い幹線道路を避けまして、集落内の道路を歩かれている方も多いと思っております。集落内の道路整備につきましては、優先順位の話で申し上げますと、例えば通学路で危険箇所解消などが優先順位としては高くなってまいります。それ以外につきましては、区長会要望を上げていただいて、今、町長が答弁しましたように査定を受けていただくということになります。

小林 博議員 私はこういう考え方があってもよいのではないかと、そういうふうな位置づけをしていただけたらというふうに思うんですね。各所でそういうことが言えるというふうに思いますので、採用についてはいろいろと、どこをどうするかということになると、その判定は難しいと言われるかもしれませんが、一つの考え方として昔から私はこういう立場でよく議論を出させていただいておりますので、一つの意見として受けとめておいていただきたいというふうに思います。

次に、教育と子育て支援ということであります。

報道では、認定こども園等について各地で職員の確保ということが課題になっておるというふうに受けとめております。これらについては特別の対策を講じる自治体も、姫路市などのように出てきておるというふうにも伝えられております。福崎町でも今議会での補正予算にあらわれておるように、アルバイト職員を増やして対応せざるを得ないというふうな補正予算であったというふうに思うのですが、福崎町の認定こども園の職員確保の課題と問題点、あるいは方策はどうなっておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長 今議会での補正予算につきましては、当初予算で想定しておりました産休・育休を取得する職員数を上回る出産が今年度にあったことに伴うもの、及び臨時職員から正規採用になった職員、また臨時職員の中で出産、結婚、また家庭都合などが重なりました、平成30年度の臨時職員は29年度から減っておるといようなことがありました。それらに対応する対応をアルバイトの保育教諭で行いましたので、職員給与等から賃金に振替をさせていただいているという内容となっております。このように、今回の補正予算については、おめでたいことなどが続いたことが重なったものでございますが、全国的に保育教諭の不足が大きな問題であるということにつきましては福崎町も例外ではございません。

職員確保の課題、問題点、方策とのことではありますが、先ほど議員が言われましたような姫路市が最近打ち出されました一時金の支給の取り組みは、もともと明石市や神戸市が取り組まれていたやり方でございますが、9月議会でも申し上げましたように、福崎町では今のところそのような取り組みは考えておりません。福崎町は早い段階から幼保一体化に取り組み、また平成27年度には国の子ども子育て支援新制度施行と同時に町内の公立・私立の全施設を幼保連携型認定こども園へ移行し、就学前教育・保育を積極的に取り組んでいるところでございます。それらにつきましては、働く保育教諭の中からも一定の評価を得ているところでございます。

また、現在、子育て世代のニーズを把握するアンケート調査を実施しているところでございます。今後の需要を把握して、検討を加えてまいりたいと思っております。その上で保育教諭の確保については、毎年行っている臨時職員等の採用試験など、より多くの方に希望していただけるような検討を重ねてまいりたいと考えております。

小林 博議員 平成29年度の決算報告書で見ますと、職員21名、そして嘱託臨時職員が28名というふうに、ほかアルバイトというふうになっておるわけですね。福崎町の場合は、もう施設的には認定こども園、十分に整備をしていただいております。そういう中で、あとはどんなふうにしてそれを運営していくかということになるというふうに思うんです。そんな意味では、正職員の数を増やし、アルバイト等を減らしていくという方向が望ましいのではないかとこのように思うんです。全体の定員管理の問題でありますとか、さまざま課題はあると思う

んですが、ぜひ方向づけとしては身分を安定した形で子どもを面倒見るといふ、そんなふうに進めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

町長 もう質問議員もご承知のように、これら等、人件費の継ぎ足しが非常に今まで多かったというところもあり、これら等を含めた形の中で人事のあり方等々を検討させていただき、今のような形になったわけでありまして。これら等、嘱託職員であるとか臨時職員、そしてまたアルバイト、これら等に対する対応のあり方、特に給与等々につきましても、他市町よりも優遇したような形の中での対応のあり方等々には配慮させていただいているところでありまして。なお、それら等を含めた形の中で、嘱託職員等につきましても複数年度、臨時職員は単年度になるわけでありましてけれども、そういったような形の中で、身分的には安定したような形と。一番いいのは、国が新しい制度をつくっておるので、それら等、人件費を含めた形の中でのあり方を検討していただければ、よりありがたいかなとは思っておるんですが、なかなかそこまでは至っていないというのが現状であります。

小林 博議員 昔のように保育単価があつて、その中に人件費が幾らでというふうに出ておればわかるんですが、交付税の中に算入ということになってしまつてから、なかなか私が予算書、決算書を見ても、財源的に非常にわかりにくいなという形になってきております。そういう中でございますけれども、でき得る限りの努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、学童保育について、国はその基準を緩和したということでありまして。福崎町はどのように取り組まれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 厚生労働省は、現在の一施設につき児童支援員を2人以上配置かつそのうち1人は都道府県の研修を必要時間受けた有資格者であることという2点について、今後、参考基準とするという方向を打ち出し、来年の通常国会で児童福祉法の改正を検討しているとされているところがございます。これは、市街地等での小規模な民間運営等の学童保育や過疎地域の学童保育園など数人レベルの少人数の学童を保育する場合に不都合があるとして、地方から要望が出されていたことに対する緩和を目的としています。

一方、福崎町の西部学童保育園、東部学童保育園の2園では、ご存じのとおり大勢の学童を保育しており、さらに現場の状況に応じて人数的には基準以上の配置をしてきております。また、都道府県の研修受講も平成28年から毎年2人から4人ずつ必要時数を受けて資格を取ってもらっており、基準に合致していくべくこれまで進めてきておるところでございます。したがいまして、国の基準の緩和がなされたといたしましても、福崎町の現状から保育の質を落とすわけにもまいりませんので、対応につきましても現状から変わらないものと考えております。

小林 博議員 この面については安心をいたしましたので、引き続きそうした立場でお願いしたいと思います。

次に、小学校等の学級定員についてであります。5、6年生の定員を1年生から4年生並みにする取り組みがあつてもよいのではないかなと思うんですね。5年生になった途端にもうぎゅうぎゅう詰めになるという、そんな状況がありますけれども、これらについてはどんなふうな考え方でしょうか。

教 育 長 同じような考えであります。公立の小中学校の定員は公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律によって決められております。この法律に従い、全国の小学校では今は1年生のみ35人学級、2年生から6年生までは40人学級となっております。ただ、兵庫県の場合は、不登校、学級崩

壊、基礎基本の定着等の改善を目指して、市町村教育委員会が35人学級の編成の指定研究を希望し、県が認めた場合、弾力的な運用として1年生から4年生までは35人学級、5、6年生が40人学級となっております。福崎町の小学校もここに入れさせてもらっております。見方によれば、他の府県から見ればうらやましい状況ではないかなと思います。

さらに、県の教育委員会も次の手を考えてくださっており、少人数授業を実施して、一部の時間は教室にクラスの人数を半分ずつにして授業を行う取り組みはしてくれています。福崎町も高岡小1人、福崎小・田原小2人、八千種小学校1人の時間講師を加配でいただいております。その点は評価できると、こういうふうに思います。

ただ、最善の上にも最善があるという言葉もございます。私も現役のころから、5、6年生になって体もものの考えも大きくなるので、1クラス40人では先生方も子どもたちも大変なので、6年生まで35人学級を望んでおりました。教育長になってからも、市町村教育委員会では毎年のように県に対して要望書を出し続けております。市長会からも支持を得ております。これからもこのやり方は続けていきたいと、こういうふうに思っております。教育長会だけではなく、PTA、教職員組合、議会の皆さん方とも力を合わせて前向きに要望していきたいと、こういうふうに思っておりますので、力を貸していただきたいとこういうふうに思います。

小林 博議員 県の状況等わかりましたが、町独自でというのはなかなか首を縦には振られないのかもしれませんが、そういうことも検討の素材として、ぜひ早期にこの課題が進んでいきますように求めておきたいと思うんです。不登校の問題等々、非常に現在の教育をめぐる状況というのはよくマイナス面が報道されておりますので、こうした学級定員の減少の取り組みは必要ではないかというふうに思います。

次に、学校の施設管理等についてであります。前から安全施設等の点検等についてはどうなっているかということについての質問を繰り返しておりますが、さきの総務文教常任委員会での報告によりますと、東中で揚水ポンプの故障があったということですが、これらの日常的な施設管理はどのようにされておるのか、答弁を求めたいと思います。

学校教育課長 町内の小中学校では、毎月1回おおむね15日前後に全職員で割り当てを決めて、目視、たたく、緩みがないか確認、固定の確認、実際に動かす、スイッチオンオフをするなどにより点検を行っております。その結果は、管理職及び施設担当者に報告し、異常が発見された場合は直ちに学校の職員で直接直す、業者に発注する、教育委員会に相談するなどの対応を行っております。また、職員で点検できないものは業者に点検をしてもらい、点検結果の報告を受け、必要に応じ、立ち合いや修繕などの対応を行っているところでございます。

しかしながら、このたびご指摘の揚水ポンプの故障につきましては、元々見た目に老朽が進んでいた中で、目視点検のみしかしておりませんでした。これを機に町内の学校の共通認識として、点検について、協議の方法など具体的に検討してまいりたいと考えております。なお、水回り等の設備の老朽化に対応する全面的な改修が必要になってきているという認識をしておりまして、それらにつきましては今後取り組んでまいります学校施設長寿命化改良事業の中で対応していく考えを持っております。

小林 博議員 これらの点についても日常的な管理状況、毎日の仕事の中でやられることについては大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

教育問題の最後に、給食の異物混入問題の原因と対策、最近、毎月のようにこの異物混入ということが発生しておるといふふうに思うんですが、この状況はどのように考えておられるのか、原因と対策と、まず基本的にこの異物混入の認識の問題についてお聞かせをいただきたいと思うんです。たくさん給食をやっておるんだからこの程度のことではもうやむを得ないというふうな認識なのか。あるいはそうでないのかということを含めてお聞かせをいただきたいと思います。

学校教育課長 9月議会の時点では、給食センターにおける異物混入が昨年度の9件に対して今年度は現在のところ1件というような答弁を申し上げておりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現時点で給食センターにおけるものが2件、さらに発生しております。また外注業者によるものも3件、それ以降に発生いたしております。

原因と対策ということでございますが、大きく4点の対応を考えております。

1つ目は、調理員の技術及び理解の不足による混入というものでございます。民間委託の中で従業員の多くは継続に実態としてなっておったんですが、一部職員については入れかわりもあったと、そういう中で技術の研修とか理解もやっておったんですが、根本的な目的というんですが、そのあたりの理解が不足していた部分があったかと思っております。ルールを全員で再確認し、研修を継続するという対応でございます。

2点目は、給食センターの外から給食センターの施設内への虫の侵入によるものでございます。これは9月議会でもご指摘をいただいたところでございまして、ビニールカーテンの設置の対応を行ってございましたが、さらに虫が入ってきたと思われるということでございます。調理後の侵入なので、ちょっと言い切れない部分はあるんですが、今後、エアカーテンの点検、風量の強化、検討等により外部からの侵入を防いでいくという対応を考えております。

3点目といたしましては、ごはんに虫が混入したと、これも調理後の虫の混入ということが検査の結果、判明しております。そのような中で、1つは配送車両の清掃、そのあたりが意識が徹底されていなかったということで配送車両の消毒等を行っております。これは、給食センターの車両についても同様であろうということで対応を行いました。あとは、調理現場でも清潔に保つということで、扇風機等による早期の乾燥、アルコールスプレーによる拭き取り、駆除剤の配置等の対応をしております。

最後4点目は、パンの中に調理用の極薄の手袋の一部が混入しておったというのがございまして、これにつきましてはちょっと他市町の取り組みも聞いたところ、同様のミスも他市町でもあるんですが、手袋を、今まで薄黄色だったんですが青い色に変えていますよというようなことを伺いまして、その対応をすぐに行っております。

これら全体につきまして、原因と対策というのがそれぞれ異なっておるわけではございますが、議員も言われますように異物混入対策がその場しのぎにならないように徹底した対応、基本の徹底と継続的な取り組みが重要であります。異物混入を出さないように、異物混入に対する意識を高く持ち続けるように進めてまいります。

小林 博議員 いずれにしても、軽視せず、やっていただきたいというふうに思うんです。1日2,000食を超える給食をやっておるんだから、そのパーセントは非常に低いんだというふうな観点は問題があるというふうに思います。

次に、農林業政策ということで書いております。

町内で住民の皆さん方と対話などをしておりますと、この農業の行方、あるいは農地の行方、あるいは山林の行方等々について非常に心配の声が広がっております。またそのように感じております。これらについては非常に難しい課題かとは思いますが、これをどんなふうに進めていこうとしておるのか、町の基本姿勢が問われるというふうにも思うわけでありまして、農業にしましても、林業にしましても、国の施策ということが非常に大きな割合を占めるわけでありまして、市町村独自の対応等もやっておるところもあるわけでありまして、福崎町としてもぜひ全力を挙げて福崎町の農地あるいは山林等を守っていくということが必要ではないかというふうに思うんです。災害から国土を守る、自然保護、水源涵養やあるいは森林資源の活用など、さまざまな立場から農林業については重要な課題だというふうに思うわけでありまして。

そこで、農業については担い手や営農組合等が担当しておる面積や割合と、今後はどんなふうな方向なのか、あるいは山間地など大型化ができない農地の今後の対応等について、お聞かせいただきたいと思っております。

農林振興課長 農地の維持管理につきましては、人・農地プランによって位置づけられた地域の担い手に安心してまとまった形で貸し出す農地中間管理事業によって集積・集約化を促進しております。福崎町では平成26年に着手しまして、各営農組合や認定農業者等が活用して115ヘクタールを集積しております。農業振興地域の農地790ヘクタールのうち、田は700ヘクタールございまして、作業受委託や農地中間管理機構を通さない分を含めると全体で262ヘクタールとなりまして、現在の集積率は37%となっております。

今後の見通しとしましては、高岡・福田地区、山崎地区のほ場整備事業の推進、それから高岡・福田地区のほ場整備完了後の農地の受け入れ先としまして、桜・長野・神谷集落の広域営農組合の設立の推進を行っております。高岡・福田地区は平成34年に完了予定であります。山崎地区につきましては平成38年、この2つの地区で計66ヘクタールの農地、そのうち現在集積中の33ヘクタールを除きますと、先ほどの262ヘクタールに33ヘクタール足すと296ヘクタールになりますので、全体の集積率は少なくとも42%に及ぶというふうに考えております。

また、人・農地プランを推進して、自分たちで自分たちの地域の農業を守るために地域農業の将来のあり方を話し合っていていただいて、将来の不安や心配事を解消するために自分たちでどうやっていくのか、どう行動するのかということを集落の中で話し合っていていただきたいというふうに考えております。現在は14集落で人・農地プランが作成されておりまして、9集落で検討されております。

町としての援助策としましては、先ほどのほ場整備の推進、広域の営農組合設立の推進、それから農地を担い手に集積した後の多面的機能による集落の後押しというふうに考えております。

小林 博議員 町としてもさまざまな努力をされておるということはよくわかります。同時にこうした担い手等に集約できないようなところ、山間地など等のその農地の維持等についての援助策を、さきの民生まちづくり常任委員会で山口県のほうに視察に行きましたが、そうしたところではそんな独自の対策もとっておるといふようなことがございました。福崎町ではどのような取り組みが計画されておるのでしょうか。

農林振興課長 福崎町でも3年以上不耕作であった農地をもう一度畑とか田んぼに戻して、小麦をつくったり、稲を作付すると補助金を出すというような制度をしております。

して、そのようなところがないかということで、営農組合とか集落のほうに投げかけをしております。

小林 博議員 いずれにしても、集落の存続にも関わっていくという課題でもありますので、ぜひ福崎町の総合計画に沿って福崎町の全集落が存続し、そして発展していきますような方向づけで取り組んでいただきたいというふうに思うわけでありませう。

次に、森林法が施行になりますが、それらの立場も踏まえて、福崎町の総面積の約半分を持ちます福崎町の山林・森林であります。これらの今後の方向性についてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

農林振興課長 議員のご指摘のとおり森林には多面的な機能があり、大切な資源であるというふうには認識しております。平成31年度から始まる森林譲与税を用いた新しい森林管理システムというものもございまして、福崎町においては恐らく170万円程度の譲与金であるというふうに計算しておるんですけども、そのお金を使つて森林所有者の行方不明者の調査とかそういったものを進めていきたいと思ひております。

それから、この譲与税につきましては、平成34年、36年度から金額も増えるというふうなことも聞いております。今よりも森林についてはそういったお金を使えるというふうにも考えております。

また、県民緑税を利用しました里山防災林の整備事業とか、野生動物育成林の整備事業なども地域で取り組んでいただきたいということで、地域に投げかけをしております。県にも要望しております。整備が終わったところにつきましては、集落でボランティア団体をつくっていただけないかというような取り組みも行いたいと思ひております。

小林 博議員 災害に遭つても放置されているところもあり、今後の行く末が大変心配をされております。森林法がどのように具体化されてくるのか注目をしていきたいと思ひるのでありますが、170万円くらいというふうなことです。それ以上の責務を町が負わせられるというふうなこともあり得るというふうに思ひますね。森林法の中身から言えば。そんな意味で、町の姿勢がこれから大変重要になってこようと思ひますし、国・県等にも特別の施策を求めなきゃならない場合も出てこようと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。こうしたことについては引き続き勉強をしながら取り組んでいきたいというふうに思ひます。

最後に、来年度予算編成についてであります。

この時期でありますので、概略的にちょっと聞いておきたいというふうなことになっております。基本方針と重点施策についてお聞かせをいただければというふうに思ひます。

町 長 これはもう質問議員が質問の中で何回となく触れておられるわけでありませうけれども、30年度を含めて、これまでの取り組みを踏まえた上で考えていかなければならないといったように思ひておるところであります。5カ年で31億6,000万円も使つておりますので、それら等を含めた形の中で次年度の取り扱ひをどのようにするのか、また消費税が8%から10%に増える。2%増える、その中の一部は就学前教育といったような形で総理大臣そのものが約束しておりますので、それら等はもう履行されるであろうといったように思ひわけでありませうけれども、今後の景気浮揚対策等々につきましても、期待感はあるわけでありませうけれども、それがどのような動きになってくるのか。当然、予算枠等々につきましては、新聞でも発表されております。101兆4,00

0億円ですか、そういったような形で示されておりますし、国における税金等々につきましては、65兆円だったと思うんですが、そのように示されておるところであります。県では当然、阪神淡路1.17の関係におきます分野で、財政構造が非常に悪化しておるといふ形の中でプライマリーバランスを削っていくという姿勢に変わりはありません。そういったような形の中で、非常に厳しい財政運営が県にも課せられておまして、これら等がどのように動いてくるのかといったような形であります。今現在、福崎町では第5次総合計画の見直し、基本構想から基本計画、また実施計画に至る分野、これら等を含めた形の中で協議をしていただき、それら等の取りまとめをしていただいておりますけれども、これら等を踏まえた上で、なおかつ30年度までというんでしょうか、30年度を含めた形の中で言いますと、2カ年にわたる町営住宅駅前団地等々も入ってきますし、駅周辺整備につきましては、観光交流センター等々、これら等をどのように使っていくのか、これら等につきましても、多額の費用が要るのではないのかといったように思っております。

また、教育施設であります。学校教育施設長寿命化計画に沿った形の中で、来年度は多分実施設計といったような形になるかと思うわけでありましてけれども、一旦入りますと、これら等、継続してやらなければならないといったような形が残っておるわけでありまして。

一方、新たな住民サービスといたしまして、保健センター、これも答弁の中でも委員会等々で言わせていただきましたですけれども、今現在、月曜日から金曜日といったような形を、月曜日から土曜日まで、土曜日開庁で住民の皆様方に対応していこうと、そういうサービス提供をしていこうという形などを考えているところでもあります。

また、東部工業団地でありますけれども、これら等、中播磨県民センター、また県庁におきます工業等々の部があるわけでありましてけれども、そういったようなところと協議を重ねながら、これら等についても都市計画を含め、許認可をいただきたいというふうにも思っております。また、都市計画そのものが法律改正というんでしょうか、閣議決定で、都道府県知事の形の中での許認可分が市町村長事務に今度変わってくるといったような形になっておまして、これら等、どういったような形で国土交通省からおりてくるのかわかりませんが、そういったような形の分野は検討を加えていきたいと思っております。

その前に、平成27年に実は閣議決定を1回されておまして、義務づけや枠づけの見直し等が国土交通省で都市計画法の分野等々、町村の自主性を尊重する観点に留意して都道府県知事同意については廃止を含め結論を得るといったような形になっております。それら等に合わせた形で、この30年12月にそういうような閣議決定がなされておるのではないのかなというふうに考えておりました。一つは期待感も持っているところでもあります。

小林 博議員 国の流れ、県の流れ、あるいは福崎町の計画というふうなものあり、限られた財源の中で大変かとは思いますが、できる限り住民要望に沿って、よい予算になるように期待をしておきたいというふうに思います。

特別会計について、上下水道会計の重点事業についても新たなものがありましたら、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

上下水道課長 平成31年度の上下水道課の重点事業としましては、水道事業では老朽化した水道施設の更新を図ってまいります。主な場所としましては、亀坪・加治谷地区の配水管延長約1キロの入れ替えを予定しております。下水道の雨水整備事業では長目コミプラを公共下水道に統合させた後、コミプラ施設を有効活用さ

せるための施設改良や汚泥清掃などを実施いたします。浄化センターでは、施設の長寿命化を図るため、本年度からの継続事業として、ストックマネジメント計画を策定いたします。雨水整備事業では、本年度に引き続き川すそ雨水幹線整備を鋭意進めてまいります。委託業務では、直谷第2雨水幹線の詳細設計を予定しておるところでございます。

小林 博議員 いずれも重要な課題で、遅滞なく進めていただきたいというふうに思います。

国保会計は県営化の2年目を迎えます。平成30年度の県の会計の見込みや、来年度への方針はどうか。また、町から県への納付金や住民への保険税などの方向はどのように見通せるでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

町 長 30年度の国民健康保険の保険給付月別状況を見てみますと、県の計画そのものが数字として福崎町に当てはまっておるとい形になっております。それら等を踏まえた形の上で、激変緩和措置等々もいただいておりますし、この激変緩和措置、2.9%を超えて増加する市町に措置をしてやろうというものでありますけれども、一応3年ごとに見直しという形になっておりますけれども、福崎町、次年度も若干ながら当たるのではないかと期待をしているところであります。

なお、福崎町、28年度の保険給付、29年度の保険給付、また30年度の推移を見ますと、今まで医療における分野は非常に低かったわけでありまして、今では県下の中でも若干高いほうに類するといったような形になっておまして、非常に危惧しているところでありまして、健康志向等々、保健センターを含めた形の中でもっともっと住民の皆様方に健康といったような形を整えていただきたいというように思っているところであります。

小林 博議員 いずれにしても、県営化に伴って税金が上がったほうというのが福崎町でありますので、こうした負担がさらに増えないように求めておきたいというふうに思います。

町 長 答弁漏れをしておりました。財政調整基金を使いながら、緩やかなる形で保険税を求めていくといったスタイルは30年度の当初予算のときに説明をさせていただいたとおりでありまして、それら等を踏襲しながら頑張っていきたいというふうに思っております。

小林 博議員 我々としても、国に対して国民健康保険の運営に大きな負担を、大きなといいますか、当然の負担を求めておるわけでありまして、人頭税と言えるような均等割や平等割の廃止を含めて国に求めておるところであります。そういう制度の改善を要求しつつも、町としてもよい取り組みを求めておきたいというふうに思います。

最後に消費税の関係についてお伺いいたしますが、消費税10%への関係が取り沙汰されておりますが、町行政への影響はどうなるのでしょうか。あるいは、使用料など住民の負担に影響は出てくるのでしょうか。あるとすれば、どのような項目でしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

企画財政課長 対応につきましては、消費税法改正に伴い、歳入歳出について消費税率の引き上げに伴う影響額を予算案に遺漏なく適切に反映するよう予算編成を行っているところであります。町財政への影響につきましては、平成31年度の予算でどうなるかはまだわかりかねますが、一般会計における歳入につきましては、地方消費税交付金で1,000万円程度の増額を見積もっております。また、歳出につきましては、平成30年度当初予算ベースで計算しますと、2,900万円程度の歳出増となっております。住民負担につきましては、施設等の使用料、利用料金がその対象となります。以上です。

小林 博議員 施設等の使用料等を、これらは消費税が10%になればその分は引き上げられる、あるいは条例改正等が必要になるというふうなことでしょうか。

企画財政課長 使用料につきましては、税の適正転嫁の観点から転嫁を要する料金につきましては、適切に見直しを行うということで、条例改正も含めまして検討してまいります。

小林 博議員 全てを町でかぶれというのも言いたいところではありますが、なかなか町だけに求めるというのは非常に酷なところもありますけれども、その影響額をできるだけ少なくするというのも考えるべきかというふうに思うわけでありまして、その点について、あわせて国全体の消費税10%への引き上げの中止を求める運動も私たちとしては引き続き進めつつ、見守っていきたいというふうに思います。住民の生活も、非常に厳しい状況も引き続いていております。国の予算編成でも、後期高齢者保険など低所得者等の減免をやめていこうとか、あるいは減らしていこうというふうな方向づけも出されておるようでもあります。したがって、そういう状況の中での予算編成でありますので、住民生活にも思いをいたした予算編成になりますようお願いをして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林 博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前11時49分